

佐倉市公用車広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、本市が取り扱う庁用自動車（以下「公用車」という。）に民間企業等の広告を有料で掲載すること（以下「広告掲載」という。）に関し、佐倉市広告掲載要綱（平成19年11月12日決裁19佐政第262号。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(広告の募集)

第2条 広告の掲載者（以下「掲載者」という。）の募集は、広報及び市ホームページへの掲載その他の方法で行うものとする。

(広告掲載の申込み)

第3条 広告の掲載申込みを行おうとする者（以下「申込者」という。）は、佐倉市公用車広告掲載申込書（別記様式第1号）に掲載しようとする広告の原稿案及び申込者の事業内容が記載された書類（申込者が広告代理店の場合、広告主の事業内容が記載された書類を追加する。）を添えて封入し、市長に申し込まなければならない。

(広告掲載の決定等)

第4条 市長は、前条の規定による申込みがあったときは、内容を審査して広告掲載の可否を決定し、その結果を佐倉市公用車広告掲載申込結果通知書（別記様式第2号）により、申込者に通知するものとする。

2 市長は、前項の広告掲載に係る決定をした後の事情変更等により、広告物の内容、デザイン等（以下「広告物の内容等」という。）が第7条各号に規定する基準に抵触し、又はそのおそれがあると認めるときは、掲載者に対し広告物の内容等の変更を求めることができる。

3 市長は、申込者が多数の場合は、広告掲載料が高い者を選定するものとする。この場合において、当該広告掲載料が同額の場合は、抽選を行うものとする。

(掲載料の納入)

第5条 掲載者は、市長が指定する期日までに、市が発行する納入通知書により広告掲載料を一括して市に納入しなければならない。

(千葉県屋外広告物条例の許可)

第6条 掲載者は、掲載決定後、千葉県屋外広告物条例（昭和44年千葉県条例第

5号)に基づき許可を受けるものとする。この場合において、許可申請費用は、掲載者が負担するものとする。

(広告掲載の基準)

第7条 掲載する広告物は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- (1) 要綱第3条の基準
- (2) 車両運行上の支障とならないもの
- (3) 発光、蛍光又は反射効果を有する材料を使用しないもの
- (4) 地色が信号機又は道路標識等の効用を妨げるおそれのないもの
- (5) 都市景観との調和を損なうおそれのないもの
- (6) 周囲の運転者の注意力を散漫にさせるおそれのないもの
- (7) その他道路交通の安全を阻害するおそれのないもの

(掲載方法)

第8条 広告物の掲載は、ラッピング・フィルム、カットニング・シート等剥離が可能な素材の特殊フィルムの貼付によるものとし、車体塗装は行わないものとする。

- 2 広告掲載の位置及び面積は、車両の用途及び運行の安全を妨げない限度において、車両ごとに市長が定める。

(広告の作成等)

第9条 広告の作成は、掲載者の責任において作成し、その費用は全て掲載者が負担するものとする。公用車への掲載及び撤去についても、また同様とする。

- 2 掲載者は、広告の掲載又は撤去を行おうとするときは、公用車の用途及び運行業務に支障が生じないよう市長と協議の上、日程、工程を決定し、市長の指示に従って施工するものとする。
- 3 広告物の掲載又は撤去により、公用車の車体表面、塗装、構造等を毀損し、又は破損したときは、掲載者が経費を負担して原状回復するものとする。
- 4 市長は、掲載者が前3項の義務を履行しないときは、公用車から当該広告を撤去し、又はその公用車を現状に復し、掲載者からその費用を徴収することができる。

(広告物の修復)

第10条 天災その他の不可抗力による場合を除き、広告掲載の期間中に市の責において広告物が毀損し、又は破損したときは、市長が経費を負担して修復を行うものとする。

- 2 経年に起因する広告物の色あせなどの劣化については、市長が経費を負担する修復の対象としないものとする。

(掲載期間)

第11条 広告掲載の期間は、1月を単位として、市長が定めた期間とする。

- 2 広告掲載期間の開始日及び終了日は、掲載者と市長が協議の上、公用車の運行管理状況等を勘案し、市長が定めるものとする。

(掲載者の責任)

第12条 掲載者は、広告内容等に関する一切の責任を負うものとする。

(禁止行為)

第13条 掲載者は、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 市の広告掲載業務の運営及び維持を妨げる行為
 - (2) その他市長が掲載者として不適切と認める行為
- 2 掲載者は、広告掲載に関する権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(取消し等)

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、広告掲載の決定を取り消すことができる。

- (1) 指定期日までに広告掲載料が納付されないとき。
 - (2) 掲載者（広告主を含む。）及び広告の内容が法令に違反しているとき又はそのおそれがあるとき。
 - (3) 広告物の内容等の変更に掲載者が応じないとき。
 - (4) 掲載者（広告主を含む。）の責に帰する不祥事等により社会問題を起こしたとき。
 - (5) 掲載者（広告主を含む。）が前条に規定する禁止行為を行ったとき。
 - (6) 前各号に定めるもののほか、公用車への広告掲載が適切でないと市長が判断したとき。
- 2 掲載者は、広告掲載期間中において、広告掲載を取り止めようとする場合は、事前に市長に書面を提出しなければならない。
 - 3 市長は、第1項の規定により広告掲載の決定を取り消したときは、佐倉市公用車広告掲載取消通知書（別記様式第3号）により掲載者に通知するものとする。
 - 4 広告掲載の決定の取消しが生じた場合又は掲載者が広告掲載を取り止めた場合であって、当該決定に係る広告掲載を既に行っているときは、掲載者は速や

かに当該広告物を撤去しなければならない。

- 5 前項の場合において市に損害が生じたときは、市は、掲載者に対しその賠償を求めることができる。
- 6 第1項の規定による取消しにより掲載者に損害が生じた場合は、市長は、一切の責任を負わないものとする。
- 7 市長は、掲載者が第4項の義務を履行しないときは、公用車から当該広告を撤去し、又はその公用車を現状に復し、掲載者からその費用を徴収することができる。

(広告の変更)

第15条 掲載者は、広告掲載期間中に、当該広告の内容を変更しようとするときは、市長の審査を受け、その承諾を得なければならない。

(還付)

第16条 既納の広告掲載料は、還付しない。ただし、市長が特に認めたときは、この限りでない。

- 2 還付する掲載料は、納付された広告掲載料から広告掲載した期間（1か月に満たないときは1か月）を差し引いた額を月割で還付するものとする。この場合において、返還額に1円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てるものとする。
- 3 前項の規定により返還する広告掲載料には利子を付さない。

(有益費等の請求権の放棄)

第17条 掲載者は、広告掲載の期間が満了した場合又は広告掲載の決定を取り消された場合において、当該広告掲載による有益費、必要費等の費用について、市長に対してその補償を請求することができない。

(補則)

第18条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 (平成23年1月14日決裁22佐資産第597号)

この要領は、平成23年2月1日から施行する。